

# 福祉部指定管理施設の管理運営状況モニタリングの評価方法

## 1 評価方法

評価は、Aを標準とし、SS、S、A、B、C、Dの6段階によるものとする。

評価	評価基準
SS	協定書、要求水準の内容を上回る業務を履行し、それによって顕著に実績が挙げられている。
S	協定書、要求水準の内容どおり又は内容をやや上回る業務を履行し、実績が良好である。
A	協定書、要求水準の内容どおり業務を履行している。
B	協定書、要求水準の内容どおり業務を履行しているものの、実績が挙げられていない。
C	協定書、要求水準の内容から判断して一部遅滞や不履行がみられ、簡易な改善を要する。
D	協定書、要求水準の内容から判断して相当の遅滞や不履行がみられ、早急な改善や市の指導を要する。

※ 「実績」とは、指定管理者の業務において評価項目ごとに得られる効果・成果をいう。

## 2 定量的な評価を行う場合の評価方法

利用促進、利用者増の方策などの評価項目において、定量的な評価を行う場合は、1にかかわらず、下記の基準によるものとする。

評価	評価基準	配点
SS	130%以上	140
S	110%以上 130%未満	120
A	90%以上 110%未満	100
B	70%以上 90%未満	80
C	50%以上 70%未満	60
D	50%未満	40

※1 評価を行う半期（上半期4/1～9/30、下半期10/1～3/31）の数値から、前指定管理期間（5年間）の同半期の平均数値を除いて得た数に100を乗じて得た割合を評価基準に照らし評価するものとする。ただし、施設の性質上、これにより難しい場合は、この限りでない。

※2 同一の評価項目において、複数の数値を使用する場合は、各数値について※1により得た配点の平均点を算出し、その平均点を上記表の配点欄に照らし評価するものとする。